

退職年金受給者の皆様へ

公的年金等の源泉徴収票と確定申告

1. 確定申告について

退職年金は所得税法上「雑所得」とされているため、年末調整は行いませんので、源泉徴収された所得税額と 1 年間の総所得に基づく所得税額との差額については、確定申告により精算することになります。

- ※ 平成 27 年分の確定申告は、平成 28 年 2 月 16 日(火)から同年 3 月 15 日(火)までの間に行うこととされています(所得税の還付申告については、それ以前から可能です)。所得税の確定申告を行うには、「公的年金等の源泉徴収票」が必要となりますので、大切に保管してください。
- ※ 源泉徴収票の再発行については、所属されていた議会の事務局を通じて申請してください。なお、源泉徴収票は年金額など重要な情報を印字しておりますので、送付先については年金受給者のご自宅(共済会に届出の住所)、もしくは議会事務局に限らせていただきます。

2. 年金所得者の確定申告不要制度


公的年金等^{※1}の収入額が 400 万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額^{※2}が 20 万円以下である場合には、確定申告は必要ありません。

- 上記に該当しない方は、確定申告が必要です。
- 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、次のような場合など所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
(1) マイホームを住宅ローンなどで取得した場合、(2) 多額の医療費を払った場合、(3) 災害や盗難にあった場合 など

※1 公的年金等 … ①国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法などの法律の規定に基づく年金、②恩給(一時恩給を除きます。)や過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金、③確定給付企業年金契約に基づいて支給を受ける年金などをいいます。

※2 「収入」と「所得」の違い … 所得税法では、所得の種類は給与所得、事業所得、雑所得などに区分されており、所得金額を求める計算はそれぞれ所得の種類によって異なります。「所得(金額)」とは、「収入(金額)」から各所得の区分に応じた控除すべき額を差し引いた金額をいいます。

 **確定申告に関する事など、詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。**

 **所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。**